

社会福祉法人 敬天会 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 敬天会(以下「当法人」という。)役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員並びに評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬
 - (2) 非常勤の役員等 報酬
- 2 但し、法人から別に給与を支給されている場合は、この報酬は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤及び非常勤の役員等に対する報酬等の額は、別表1の通りとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、現金支給とする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 常勤の役員等に対する報酬等の支給の時期は月末締め翌月15日支給とし、その日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、その日の前日とする。
- 3 非常勤の役員等に対する報酬等の支給は、理事会又は、評議員会への出席など法人・施設運営の為の業務にあたった都度、支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

(2) 2019年 4月 1日 一部改正

別表 1

区 分	支 給 要 件	報 酬 額
常勤の理事	理事会・評議員会等への出席・法人運営の 為の業務	月額 25,000円
非常勤の役員等	理事会出席した場合	日額 10,000円
	評議員会出席した場合	日額 10,000円
	理事及び評議員業務報酬等	日額 10,000円
	監事監査指導監査報酬等	日額 10,000円
	評議員選任・解任委員会出席等	日額 10,000円
	その他必要と認められた場合	日額 10,000円